

若洲ゴルフリンクス 乗用カート利用規則

(本規則の目的)

第1条 本規則は、若洲ゴルフリンクス（以下、「当ゴルフ場」といいます。）における乗用カート（以下、「カート」といいます。）の利用に関して当ゴルフ場利用者が遵守しなければならない規則を定め、もって当ゴルフ場利用者及び従業員の安全確保を図ることを目的とします。

(本規則の遵守)

第2条 カートの操作者（リモコン及びカート本体にあるボタンの操作を行うことができる者を指します。以下、「操作者」といいます。）及び、カートの同乗者（以下、「同乗者」といいます。以下、操作者と同乗者を合わせて「利用者」といいます。）は、キャディー付きプレーかセルフプレーかにかかわらず、本規則を遵守する義務を負います。

利用者は、本規則に定めるほか、当ゴルフ場（従業員を含みます。）の適宜の指示に従って下さい。

(操作者の資格)

第3条 次の事由の方は、操作者となることができません。

- 1 酩酊及びその他の事由により正常な操作が困難と認められる場合
- 2 カートの操作技術が未熟で、適切に操作ができないと認められる場合
- 3 その他カートの正常な操作が困難と認められる場合

(走行場所)

第4条 操作者は、当ゴルフ場が定めたカート道路に限り、カートを走行させることができ、ゴルフ場施設以外で、利用走行することはできません。その他、雷雨等の気象現象の変化に起因する緊急な事態が生じた場合その他当ゴルフ場において必要があると認めた場合には例外的にカート道路以外の場所の走行を指示することがありますが、操作者は必ず当ゴルフ場の指示に従い利用者その他の者の安全及びカートその他の設備の保全に注意してカートを走行させて下さい。

カートは、各ホールに設置されている停止点において自動停止します。箇所によっては利用者から停止点が目視できない場合もありますので注意して下さい。

(操作上の注意)

第5条 操作者は、カートの操作に関し、次の事項を遵守して下さい。なお、これらは例示であり、操作者はカートの操作にあたり安全を確保する措置を常に講じなければなりません。

1 走行開始の際の注意事項

- ・ カート操作開始時は必ず係員の指示に従って下さい。
- ・ 乗車前にブレーキ、リモコンを含むその他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- ・ 同乗者が着座したこと及び前後左右の安全を確認した上で、同乗者に声をかけてから発進して下さい。
- ・ リモコンによる遠隔操作時には、カートを発進させることを同乗者に伝え、カートが見える位置から、カートの前後左右に人がいないこと及び障害となる物がないことを確認の上、操作して下さい。

2 走行の際の注意事項

- ・ カート道路の走行中は、走行法等の指示表示（走行方向・徐行・一旦停止等）があるときは、必ずこれらに従って下さい。
- ・ 起伏ある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を走行する場合には、必要に応じて、予め減速して低速で走行し、他の利用者に声をかけるなど安全な走行を心がけて下さい。
- ・ カートの乗車定員を必ず守って下さい。
- ・ カートの位置及び前の組のカートの位置を常に確認して下さい。

3 駐停車の際の注意事項

- ・ カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- ・ カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認の上、ブレーキを確実にかけて下さい。

4 その他の注意事項

- ・ 自動運転を手動運転に切り替えること、前後進切替ボタンを「後進」にすること、その他の乗用カートの設定の変更を、係員の許可なく行わないで下さい。
- ・ リモコンを破損・紛失しないようご注意下さい。リモコンを破損・紛失された場合にはリモコン代相当額のご負担をして頂きます。

(同乗者の注意事項)

第6条 同乗者はカートの利用に際し、次の各号の事由を遵守して下さい。なお、これらは例示であり、同乗者はカートの利用にあたり安全を確保する措置を常に講じなければなりません。

- 1 カートの乗車定員5名を超過したカートには同乗しないで下さい。
- 2 カート走行中は、常に、前向きに座り、アームレスト・バー・グリップにお掴まり下さい。
- 3 カート走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう注意して下さい。
- 4 カートの乗降は、カートが停止していることを確認した上で行って下さい。
- 5 カート走行中は、クラブの抜き差しをしないで下さい。
- 6 クラブを持ったまま乗車しないで下さい。

(カート事故の場合の責任等)

第7条 万が一事故が発生した場合は、次の事項により適切に対応してください。

- 1 操作者がカート走行において、本規則もしくは当ゴルフ場の指示に違反して故意又は過失により、人身あるいは当ゴルフ場の施設(カート、ナビシステム、カートリモコン、その他の施設内物品を含む)に損害を及ぼした場合(以下、「カート事故」といいます。)操作者は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償しなければなりません。
- 2 同乗者が、本規則もしくは当ゴルフ場の指示に違反してその他故意又は過失により、カート事故を生じさせ又は誘発したと認められる場合には、当該カート事故の態様に応じて、操作者と連帯あるいは単独にて被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償しなければなりません。
- 3 カート事故の発生につき当ゴルフ場の故意又は過失が存在しない限り、当ゴルフ場はカート事故につき何ら責任を負わず、カート事故に係る交渉その他の解決に一切関与しません。この場合、カート事故の当事者間で解決して頂くこととなります。

(避難について)

第8条 緊急時は次の事項により適切に避難してください。

- 1 地震、雷、大雨、雪、暴風等により、当ゴルフ場がプレーの一時中断又は避難の決定をし、サイレン、カートナビ通話機能、ナビ画面、キャディーや係員により連絡した場合(方法の如何を問わず。)、その場に留まることなく、直ちに近くの茶店・避難小屋又はクラブハウス等指定された場所その他安全な場所に避難して下さい。

- 2 天候の急変その他の事由により、利用者自らが危険と判断した場合には、危険回避するため、当ゴルフ場による一時中断・避難の決定指示を待つことなく直ちに防雷小屋その他安全な場所に避難して下さい。その際、カート内記載の緊急連絡先に連絡して下さい。
- 3 自然災害により起こるカート事故については、当ゴルフ場は初動処置を行います。事故に係る責任は負いません。

(事故その他緊急時の連絡)

第9条 前条の他、コース内において、カート事故の発生や天候の急変等の緊急事態が生じた場合、利用者は必ずカートナビ通話機能にて連絡して下さい。

(貴重品及び携帯品等の責任)

第10条 ゴルフ用品を含む携帯品の管理は、利用者が責任を持って行って下さい。

当該携行品の破損、紛失、盗難、動物その他自然的な事象による損害が発生した場合でも、当ゴルフ場はその責任を負いません。ただし、当ゴルフ場の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

(ナビシステム)

第11条 利用者は、カート操作開始前に、ナビシステム(コースのレイアウト、コースの状況、カート位置を随時表示し利用者の指示に従い情報を提供するシステムであり、利用者のスコア等の情報を入力表示することができる機能を保有するものを総称します。)画面の表示を読み、内容を確認して下さい。

ナビシステムの操作は全て、カートの停止中に行い、走行中に行わないで下さい。

(本規則の改定)

第12条 当ゴルフ場は、本規則の目的に従い、変更等の必要があると認める時は、相当と認める範囲で、利用方法、プレー方法等の試行、変更あるいは本規則の改廃等を行うことができます。その場合は、本ゴルフ場ホームページ及びクラブハウス内への掲示等で事前にお知らせいたします。

(附則)

本約款は、令和5年4月1日より施行します。